

# 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 支部規程

## 第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下「協会」という。）定款第41条第1項により設置する支部の運営に関しては、定款第41条第2項の規定により、定款及び協会組織及び運営規程第6章に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

## 第2章 事 業

(目的と事業)

第2条 支部は、組織及び運営規程第18条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 定款第4条第1項に規定する協会の事業
- (2) 支部会員の技術・資質の向上に資する事業
- (3) 支部会員等の交流・親睦
- (4) その他支部が必要とする事業

## 第3章 支部会員

(所 属)

第3条 支部への所属は、定款第6条で定める理事会の承認があった時とする。

2 従たる事業所の会員が支部への所属を希望する場合は、支部長に入会を申し出、支部幹事会の承認を得なければならない。

(地域活動会費)

第4条 支部会員は、会費徴収規程第2条1項及び第6項で定める、所属する支部に該当する地域活動会費を、協会に納入しなければならない。

(代表者の届出)

第5条 支部会員は、所属する支部ごとに支部の代表者1名を定めて支部長に届け出なければならない。これを変更した時も同様とする。

## 第4章 支部総会

(支部総会の構成)

第6条 各支部の支部総会は、組織及び運営規程第20条に規定する各支部に属する会員のうち、定款第5条第1項第1号に規定する正会員をもって構成する。

(支部総会の決議事項)

第7条 支部総会は、組織及び運営規程第21条及び第22条に規定するものの他、支部の活動及び運営に関する重要な事項について決議する。

(支部総会の開催)

第8条 支部総会は、通常支部総会及び臨時支部総会の2種とする。

- 2 通常支部総会は、毎年1回、支部長が招集し開催する。また臨時支部総会は、必要に応じて開催することができる。

## 第5章 支部幹事会

(支部幹事会の構成)

第9条 各支部には、支部幹事会を設置する。

- 2 各支部幹事会は、組織及び運営規定第20条に規定する各支部に属する会員のうち、定款第5条第1項第1号に規定する正会員をもって構成する。
- 3 支部幹事会の構成員は、基本的に次のとおりとする。
  - (1) 支部長 : 1名
  - (2) 副支部長 : 1名
  - (3) 代表幹事 : 1名
  - (4) 幹事 : 15名以内
  - (5) 監事 : 2名以内
- 4 支部長は、組織及び運営規程第21条第2項の規定により、支部を代表し、支部会務を総括する。
- 5 副支部長又は代表幹事は、支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。
- 6 監事は、支部の会計に係わる書類の作成及び保管をする。
- 7 支部長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 支部長以外の構成員の任期は、各支部が別に定める。

(支部幹事会構成員の選任)

第10条 副支部長、代表幹事、幹事、監事は、各支部が定めるところにより選任する。

(支部幹事会の職務)

第11条 支部幹事会は、支部の活動及び運営を統括する。

- 2 支部幹事会は、支部の活動及び運営に係わる次の事項を決議し、支部総会に報告し、必要な場合はこの法人の理事会の承認を得る。
  - (1) 事業計画案及び収支予算案
  - (2) 事業報告及び決算報告
  - (3) 支部幹事会の構成
  - (4) 支部総会に関する事項
  - (5) その他支部の活動及び運営に係わる重要事項

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第12条 支部の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 地域活動会費
- (2) 地域活性化事業費
- (3) 支部事業に伴う収入
- (4) 支部寄付金
- (5) その他の支部収入

(資産の管理)

第13条 支部の資産は、協会の委任により、支部長が管理する。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

第15条 この規程の施行にあたり必要な事項を、支部規則として制定することができる。なお、支部規則の制定及び変更は、組織及び運営規程第22条の規定により、支部総会の承認を得た上で理事会の同意を得なければならない。

付則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月30日理事会承認)